

(裏面)

- 備考1 □のある欄には、該当する□内にチェックしてください。
- 2 郵送で利用停止請求をする場合は、本人（代理人が請求する場合は、本人及び代理人本人）であることを確認することができる書類（以下「本人確認書類」という。）の写しに加え、本人及び代理人本人の住民票の写しを提出してください。当該住民票の写しは、利用停止請求をする日前30日以内に作成されたものに限ります。なお、当該住民票の写しに個人番号の記載がある場合は、当該個人番号を黒く塗り潰してください。
 - 3 本人確認書類は、法令等により交付されたものに限ります。
 - 4 本人確認書類として個人番号カードの写しを提出する場合は、表面（個人番号の記載がない面）のみを複写してください。
 - 5 委任状は、委任者本人が押印したもので、利用停止請求をする日前30日以内に作成されたものに限ります。
 - 6 法定代理人の資格を証明する書類（戸籍謄本、登記事項証明書等）は、利用停止請求をする日前30日以内に作成されたものに限ります。
 - 7 代理人が法人である場合は、※の欄の書類に加え、実際に窓口で請求する方が当該法人を代表する者であることを証明する書類又は当該法人の役員、職員又は代理人であることを証明する書類の提出又は提示が必要となります。